

令和 2 年 7 月 10 日
契約責任者 東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 良峰 透

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

本件競争入札の入札手続きは、電子入札（東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）電子入札システム利用者登録未了の者にあつては郵送入札）により行います。

なお、本件工事は契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う試行対象工事です。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項【指名者・非指名者共通事項】

1-1 工事の名称	上信越自動車道 香坂地区のり面補強工事
1-2 工事場所	自) 群馬県安中市松井田 至) 長野県佐久市岩村田
1-3 工事種別	土木工事
1-4 競争参加資格の区分等又は共同企業体の構成員組合せ	等級 A、B、 等級 A の 2 者、等級 B の 2 者、等級 A 及び等級 B の 2 者、等級 A 及び等級 C の 2 者又は等級 B 及び等級 C の 2 者で構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）
1-5 工事概要	本工事は、上信越自動車道の香坂川橋 A1 及び A2 橋台付近の盛土のり面において、地滑り防止工及びのり面補強を実施するものである。
1-6 工期	契約保証（履行ボンド）取得の日の翌日から 540 日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

2-1 指名競争入札実施理由	東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 2 項－②－ア）に該当するため
2-2 契約図書の配布方法等	契約図書：本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。 なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 また、競争参加希望者は、契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。 (1) 拡大型指名競争入札の公表（本書） (2) 標準契約書案 【土木工事契約書】を使用すること (3) 入札者に対する指示書 ①以下の②以外の者（指名者・非指名者共通） 【電子入札】を使用すること

	②次のいずれかに該当する者 【郵送入札】を使用すること ・指名者のうち、「3-1 指名通知の日」において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 ・NEXCO 東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた非指名者のうち、「4-2 競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 (4) 共通仕様書 【土木工事共通仕様書（令和 2 年 4 月）】を使用すること (5) 特記仕様書 (6) その他契約（発注用）図面等 (7) 金抜設計書 (8) 競争参加資格確認申請書 (9) 入札書 【電子入札の場合】電子入札システムの様式のとおり 【郵送入札の場合】配布する様式のとおり (10) 単価表 上記(7)の金抜設計書により作成する 配布期間：別紙『契約手続き日程』のとおり 配布方法：以下のとおり、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。 （上記(1)及び(5)から(9)に示す契約図書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service （上記(2)から(4)に示す契約図書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
2-3 契約担当部署	NEXCO 東日本関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 （電話番号）048-631-0020

3. 指名通知に関する事項【指名者に関する事項】

3-1 指名通知の日	令和 2 年 7 月 10 日
3-2 指名基準	(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年度細則第 16 号）」第 6 条の規定に該当しない者であること。 (2) 指名通知の日において、工事種別「土木工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有し、かつ、「等級 A」「等級 B」の認定を受けていること。 (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けており、かつ、上記(2)の等級に格付されていること。

	(4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成 18 年 8 月 7 日東高契第 269 号）」に基づき、「地域 3」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。 ※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。 (5) 平成 17 年度以降に、元請として完成及び引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を全て有すること。 なお、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。 a) 杭工による地滑り防止工の工事 b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事（片側交互通行規制の実績についても車線規制の実績として認める。通行止め及び路肩規制の実績は車線規制の実績とは認めない。） ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績でないこと。 (6) 次に示す本件工事に係る設計業務等の受注者でないこと。 〔設計業務等の受注者〕 ・佐久管理事務所管内 香坂川橋 A2 のり面変状対策検討業務 （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） (7) 次に示す監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者として、本件工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工（調査等）管理業務の受注者でないこと。 〔施工（調査等）管理業務の受注者〕 ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（佐久管理事務所） （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング） (8) 平成 29 年度・30 年度に完成した NEXCO 東日本における「土木工事」及び「のり面処理工事」の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。 <u>（注）指名は、「5-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係」に関わらず行っているため、指名者であっても、入札に参加しようとする者の間に上記関係がある場合は、競争参加は認められないので注意すること。</u>
3-3-1 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録済みの者）	「3-2 指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「3-1 指名通知の日」において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、電子入札システムにおいて「指名通知書」を発行するため確認すること。 なお、電子入札システムにおいて、当該指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。
3-3-2 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録未了の者）	「3-2 指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「3-1 指名通知の日」において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者に対しては、書面により「指名通知書」を発行するため確認すること。

3-4 指名取消し事由	指名者は、次の「指名取消し事由」に該当する場合には、その旨を届け出ること。 [指名取消し事由] (1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人であること。 (2) 「5-1」から「5-3」に示す「指名取消し事由」に該当する法人であること。
3-5 指名者の承諾事項	指名者は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条第 4 項第六号に関し、当該排除要請等の対象法人ではないことを承諾の上で入札に参加すること。
3-6 指名者が特定 JV を構成する場合の取扱い	指名者が他の競争参加希望者と特定 JV を構成して入札に参加する場合、その入札手続きは、「4. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項【非指名者に関する事項】」中、【特定 JV で参加する場合】に基づき行うものとする。

4. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項【非指名者に関する事項】

4-1 非指名者の競争参加資格	非指名者のうち次の①又は②のいずれかに該当する者は本件競争入札に参加することができる。 なお、「3-2 指名基準」に記載の「指名通知の日」については、「審査基準日(「4-3 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう、以下同じ。)」に置き換えるものとする。 また、「3-2 指名基準」(5)の同種工事の施工実績は、同一の工事において有する必要はない。 ①NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」の有資格者のうち「3-2 指名基準」の(1)から(8)を満たす者 ②NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」の無資格者のうち「3-2 指名基準」の(1)及び(4)から(8)を満たす者 【特定 JV で参加する場合】 非指名者のうち次の③に該当する者は本件競争入札に参加することができる。 ③工事種別「土木工事」の資格において格付けされた等級が、1-4 に規定する JV の構成員組合せであり、上記①及び②の条件を満たしていること。 なお、特定 JV の構成員に「等級 C」の者が含まれる場合には、審査基準日において、当該構成員が工事種別「土木工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有し、かつ、「等級 C」の認定を受けていること。 また、特定 JV を構成する場合は次に示す事項をすべて満たすこと。 イ) すべての構成員が、「3-2 指名基準」(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから5年以上の営業期間を有すること。ただし、許可を得てからの営業期間が5年未満であっても、相当の工事实績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。 ロ) すべての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は「3-2 指名基準」(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置することができること。 ハ) 「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」の案(入札者に対する指示書書式1-1。以下「協定書案」という。)が提出されていること。
-----------------	--

	ニ) すべての構成員が30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。
4-2 競争参加に必要な条件	(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。《①, ②, ③の者に必要》 なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域3」において競争参加資格停止を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。 競争参加資格確認結果通知予定：別紙『契約手続き日程』のとおり (2) 開札執行の日において工事種別「土木工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有し、かつ、「等級 A」「等級 B」「等級 C」の認定を受けていること。《②の者のみ必要》 (3) 特定 JV に「C」の等級で認定を受けている者が含まれる場合は、等級が「C」の者の出資額は、請負代金額のうち 5 億円未満であることとし、特定 JV の代表者は等級「A」又は「B」の者とする。《③の者のみ必要》
4-3 競争参加に必要な手続	(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出 《①, ②, ③の者に必要》 作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり 提出期限：別紙『契約手続き日程』のとおり 提出場所：上記 2-3 契約担当部署に同じ 提出方法：持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）【正 1 部、副 1 部】 なお、下記 6-1 に示す当初見積書についても、上記提出期限までに提出すること。 （注）競争参加資格確認申請の手続きは、NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録の有無にかかわらず、電子入札システムではなく、上記(1)に示すとおりとする。 (2) NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出 《【要注意】②の者のみ必要》 作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『平成 31・32 年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照 (https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/) 提出期限：下記の提出場所に確認すること。 提出場所：NEXCO 東日本本社経理財務部調達企画課 （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2 （電話）03-3506-0214 提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（書留郵便等）でのみ受付（提出期限までに必着）〔宛名面に「緊急認定」と記載すること。〕
4-4 電子入札システムにおける「指名通知書」の発行（電子入札システム利用者登録済みの者）	競争参加資格があると認めた者のうち、「4-2 競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、以降の手続きを電子入札システム上で行えるよう、競争参加資格確認結果通知（書面による通知）と合わせて、電子入札システムにおいて便宜上「指名通知書」を発行するため確認すること。 なお、電子入札システムにおいて、当該指名通知書に係る「受領確認書の提出」は

	不要とする。
4-5 その他留意事項	特定 JV を構成して本件工事の入札に参加する場合は、その構成員は単体で入札に参加することは認められないものとする。

5. 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

5-1 設計業務等の受注者等との資本又は人事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本件工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（指名取消し事由の場合は「関連がある者であること」と読み替える）。 ①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者 ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 ②設計業務等の受注者 ・ 佐久管理事務所管内 香坂川橋 A2 のり面変状対策検討業務 （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）
5-2 施工（調査等）管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと（指名取消し事由の場合は「関与した者であること」に読み替える）、又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（指名取消し事由の場合は「関連がある者であること」に読み替える）。 ①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者 ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 ②施工（調査等）管理業務の受注者 ・ 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（佐久管理事務所）（受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）

5-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、指名者、指名を受けていない者（非指名者）に関わらず以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。 1. 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 2. 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 【役員の定義】 会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。 ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ③会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） ④組合の理事 ⑤その他業務を執行する者であって、①～④までに掲げる者に準ずる者 【管財人の定義】 民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人
-------------------------------------	--

	3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
5-4 競争参加資格に関する留意事項	本件工事の受注者、本件工事の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工（調査等）管理業務」を請負うことはできない。 なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。 ①当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者 ②業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

6. 入札・開札に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

6-1 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項	(1) 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する交渉対象項目に係る見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。 (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から当初見積書の提出を求め、当初見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち 3 者（入札者が 3 者以下の場合は全ての入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、当初見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。 なお、3 者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。 (3) 入札者は、当初見積書を次に示すとおり提出しなければならない。 ①当初見積書提出期限 上記 4-3 (1) に示す競争参加資格確認申請書の提出期限に同じ ②当初見積書提出場所 上記 2-3 契約担当部署に同じ ③当初見積書提出方法 持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着） ④提出書類 当初見積書（様式 3-1～3-4）【1 部】 当初見積書（様式 3-1～3-4）を Microsoft Excel にて作成し、保存した電子記録媒体（CD-R）【1 部】 (4) 上記 (3) に示す提出期限までに当初見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。 (5) 入札前価格交渉は、当初見積書提出期限以後、別紙『契約手続き日程』のとおり対面方式で実施することを予定しており、詳細な日時・場所については、別途連
------------------------	--

絡を行うので、選抜交渉対象者はこれに応じなければならない。

ただし、NEXCO東日本が必要と判断した場合は、対面方式ではなく電子メール又は電話方式（以下「電子メール等」という。）により交渉を行う場合があり、その場合は、選抜交渉対象者へその旨連絡する。なお、電子メール等は、NEXCO東日本から当初見積書又は申請書に記載された担当者宛て行う。

(6) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び当初見積書（様式 3-1～3-4）の内容を十分に理解し説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。

(7) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての選抜交渉対象者と各々 1 回以上行うことを原則とするが、交渉状況に応じて複数回行うことがある。

(8) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において（交渉方法が電子メール等による場合は電子メール等において）確認を行うものとする。

(9) 選抜交渉対象者は、上記 (8) において合意された事項を反映させた最終見積書（様式 3-1～3-4）を次に示すとおり提出しなければならない。

また、入札前価格交渉によっても当初見積書（様式 3-1～3-4）から変更が生じない場合も同様とする。

①最終見積書提出期限 下記 6-2（1）に示す入札書の提出期限に同じ

②最終見積書提出場所 上記 2-3 契約担当部署に同じ

③最終見積書提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）

最終見積書は、入札書と同時に提出すること。なお、同時提出にあたっては、「最終見積書」と「入札書を封かんした封筒」を別の封筒に封かんし、一つの封筒により提出すること。封かんの方法については、入札者に対する指示書 [16]を参照のこと。

④提出書類 最終見積書（様式 3-1～3-4）【1 部】

最終見積書（様式 3-1～3-4）を Microsoft Excel にて作成し、保存した電子記録媒体（CD-R）【1 部】

(10) 上記 (9) に示す提出期限までに最終見積書の提出がされない場合は、選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

(11) 選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が 1 項目でもある場合は、当該選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。

(12) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札

	を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはいしない。 (13) 当初見積書又は最終見積書において NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。
6-2 入札・開札執行	(1) 入札書の提出 提出期限：別紙『契約手続き日程』のとおり 提出場所：上記 2-3 契約担当部署に同じ 提出方法：①以下の②以外の者（指名者・非指名者共通） 電子入札システム ②次のいずれかに該当する者 書留郵便又は信書便 ・指名者のうち、「3-1 指名通知の日」において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 ・NEXCO 東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた非指名者のうち、「4-2 競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 (2) 開札 開札日時：別紙『契約手続き日程』のとおり 開札場所：上記 2-3 契約担当部署に同じ 【郵送入札の場合】NEXCO 東日本 関東支社 15 階 入札室 (3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて【郵送入札の場合】 開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。 (4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。 (5) 落札者の決定方法 自動落札方式 (6) 単価表の提出及び確認 当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者がした入札は無効とする。 単価表は、当社が配布した金抜設計書に、単価及び金額を記録した上で、Microsoft Excel により作成すること。 【郵送入札の場合】 次に示す通り各媒体ごとに 1 部ずつ提出するものとする。 ①単価表データを保存した CD-R ②単価表データを出力した書面 提出された単価表は、返却しない。 (7) 低入札価格調査 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低

	入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。 また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。 低入札価格調査については、入札者に対する指示書〔25〕を参照すること。
--	--

7. その他の事項【指名者・非指名者共通事項】

7-1 質問の受付	(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。 ①受付期間：別紙『契約手続き日程』のとおり ②受付場所：上記 2-3 契約担当部署に同じ ③受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内必着） (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。 ①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から 5 日以内（休日を除く） ②回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する (https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service) (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。 (https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/)
7-2 その他	(1) 入札保証：不要 (2) 契約保証：必要 入札者に対する指示書〔29〕参照のこと。 (3) 契約書の作成：必要 入札者に対する指示書〔30〕参照のこと。 (4) 入札の無効 入札者に対する指示書〔27〕に該当する入札は無効とする。 (5) 支払条件 前金払：「有」請負契約書 35 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。 部分払：「有」請負契約書 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。 (6) スライド条項の適用 請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド）及び第 6 項（インフレスライド）について適用する。 (7) 配置技術者 契約締結後、特記仕様書に示す資格等（工事経験を求めている場合も含む）を有する技術者を配置できる者であること。 (8) 三者協議会に関する事項 本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、工事

	の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施する対象工事である。 なお、三者協議会の実施方法について以下に示す。 ①NEXCO 東日本が、当該工事にかかわる設計者の同意が得られた場合は、落札者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に関わる協定書」を締結するものとする。 ②三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。なお、開催に関わる事務は NEXCO 東日本が行うものとする。 1) 工事着手前に当該工事の設計の理念及び意図を確認する場合 2) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合 3) その他施工改善提案等について、受注者若しくは設計者から発注者に申し出があり、発注者がその開催を必要と認めた場合 ③三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。
--	---

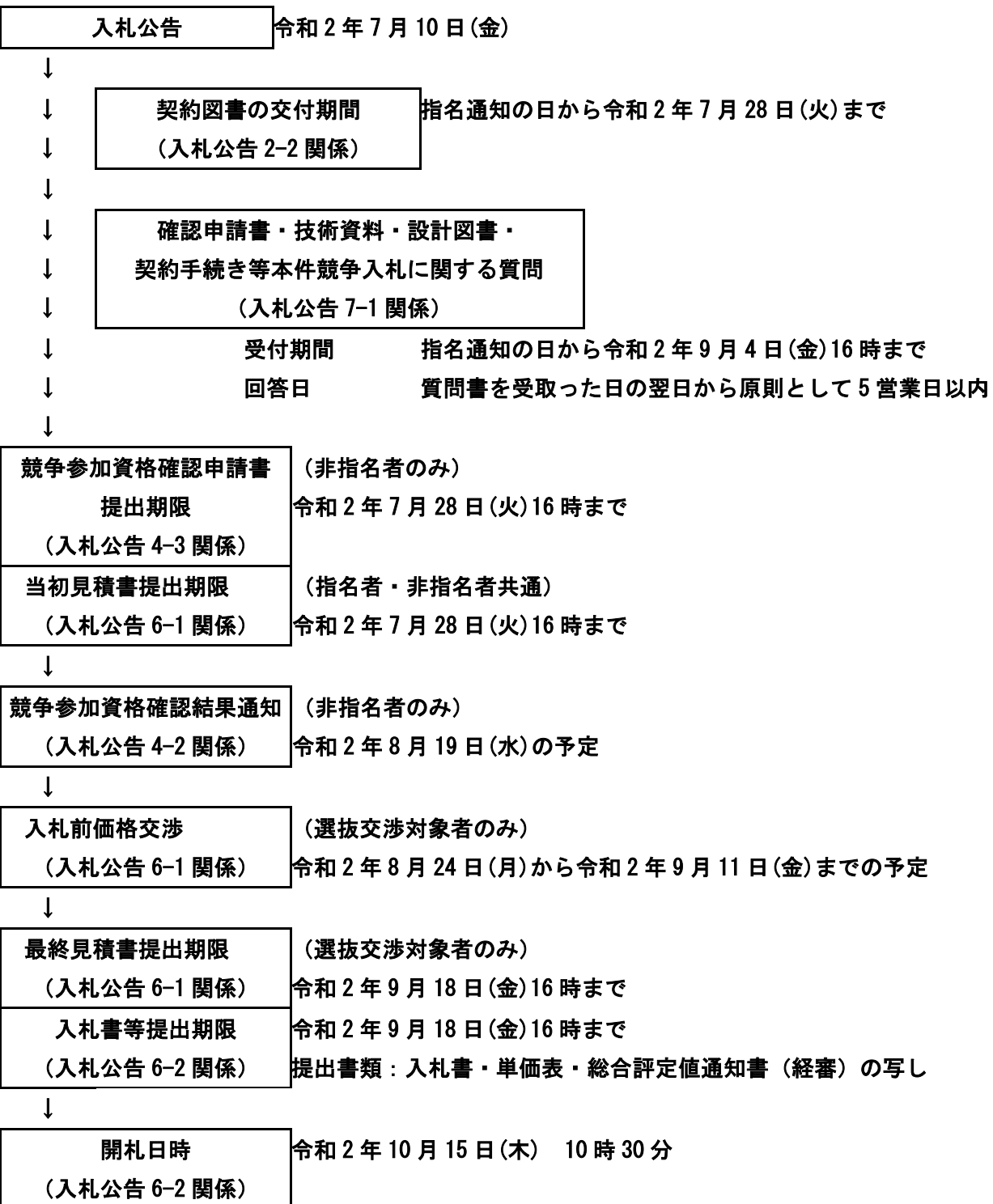
注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から 7 日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示します。

契約手続き日程

工事名：上信越自動車道 香坂地区のり面補強工事

契約手続き日程

工事名：上信越自動車道 香坂地区のり面補強工事



※手続きに際しては、入札公告など関係資料を十分にご確認のうえ手続きをお願いします。

※令和2年4月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。

拡大型指名競争入札方式について

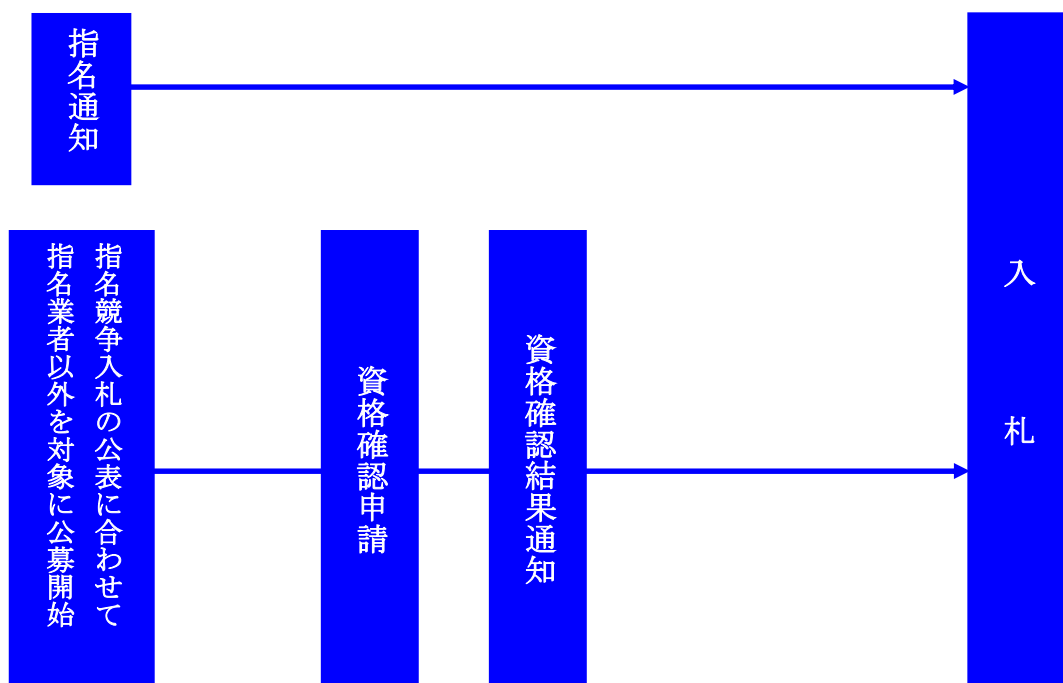
○ 概要

拡大型指名競争入札方式は、公募を併用した指名競争入札方式であり、当社に資格登録している有資格者で、当社が設定した競争参加資格要件（指名基準）を満たす者を全者指名するとともに、当該指名業者以外を対象に競争参加者を公募し、資格が確認された全ての者に対し、入札参加を認めるものです。

○ 目的

入札不調となる恐れの高い工事については、指名競争入札により確実な競争参加者を確保するとともに、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、競争性の拡大を図り、調達の実確性を高めるため行うものです。

○ 手続きの流れ



※なお、平成 31・32 年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに、必要な工種にかかる資格の認定を受ける必要があります。

※指名業者、指名を受けていない者（非指名者）に関わらず、本件工事における配置技術者に必要とされる資格及び工事実績は、特記仕様書に記載しておりますのでご確認の上入札に参加下さいますようお願いいたします。